

特定非営利活動法人債務整理支援協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人債務整理支援協会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を札幌市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、多重債務者とその家族が真に豊かな生活を回復するため人権擁護と支援、そしてカウンセリング学習を通じて多重債務者自身が自己の弱点に気づき、どのようにすれば社会復帰ができ、健全な国民として自立できるかを応援し、社会に貢献できる人材に立ち直らせる事を目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 多重債務解決のためのカウンセリング事業
- (2) カウンセラーの育成や札幌市と関東圏への配置事業
- (3) 多重債務者とその家族の生活再建や就職の支援事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める会員の種別を記載した入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの認めない時は、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して3年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会する事ができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。

この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(入会金及び会費の不返還)

第12条 既納の入会金、及び会費は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上5人以内
 - (2) 監事 1人以上2人以内
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれる事になってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 1 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が集結するまでその任期を伸長する。
- 2 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定款の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。
この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集

の請求があったとき。

- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席が無ければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、前条第2項、次条第1項第2号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の10日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため、理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第45条 予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加または更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上余剰金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続き開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において出席した正会員の過半数をもって決議した特定非営利活動法人に譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。
ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については内閣府NPO法人ポータルサイトに掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事（理事長） 浅 井 一 成

理事（副理事長） 遠 藤 朱 音

理事 高 島 綾 衣

監事 近 藤 勇 輝

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和8年12月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定にかかわらず、設立總會の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、成立の日から令和7年12月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げるものとする。

- | | | | |
|----------|----|-------------|--------------|
| (1) 正会員 | 団体 | 入会金：5万円（一口） | 会費：5万円（一口年額） |
| | 個人 | 入会金：1万円（一口） | 会費：1万円（一口年額） |
| (2) 賛助会員 | 団体 | 入会金：0円 | 会費：5万円（一口年額） |
| | 個人 | 入会金：0円 | 会費：1万円（一口年額） |

役員名簿

法人名		特定非営利活動法人債務整理支援協会	
役職名	氏 名	住 所 又 は 居 所	報酬の有無
理事長	浅井一成		無し
副理事長	遠藤朱音		無し
理事	高島綾衣		無し
監事	近藤勇輝		無し

- 注1 「氏名」、「住所又は居所」、「報酬の有無」は、全ての役員について記載してください。
- 2 「氏名」、「住所又は居所」の欄には、札幌市特定非営利活動促進法施行条例第2条第2項に掲げる書面（住民票等）によって証された氏名、住所又は居所を記載してください。
- 3 「報酬の有無」の欄には、定款の定めに従い報酬を受ける役員には「有」、報酬を受けない役員には「無」を記入してください。
- 4 役員総数に対する報酬を受ける役員数（「報酬の有無」欄の「有」の数）の割合は、3分の1以下でなければなりません。
- 5 特定非営利活動促進法第15条の規定により、役員として理事3人以上、監事1人以上を置かなければなりません。また、定款に規定されている役員定数を遵守すること。
- 6 役員について、特定非営利活動促進法第20条に規定する「役員の欠格事由」に該当しないこと。また、特定非営利活動促進法第21条「役員の親族等の排除」の規定に違反しないこと。
- 7 監事は、理事又はその法人の職員を兼ねることはできません。

備考 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

設 立 趣 旨 書

1 趣 旨

- ・ 昨今広がりを見せる格差社会のなか、どうしても存在する経済弱者及び多重債務者
これにより一般的な生活を送ることが出来ない者が存在する
何とかして立ち直らせる必要がある
またその活動に係るには法人格も必要となるケースが多い

2 申請に至るまでの経過

- ・ 有志が立ち上がり法人格を用いて経済弱者及び多重債務者を一般的な生活に戻してあげたい
転職及び再就職、債務整理等のスキームを持ち合わせている人たちへの斡旋や支援
カウンセリングを行えるよう働きかけ
自立出来るように支援するためにここにNPO 法人債務整理支援協会の設立を発起し、申請する。

2025年 3月 22日

特定非営利活動法人 債務整理支援協会
設立代表者

氏名 浅井 一成

設立当初の事業年度の事業計画書

法人成立の日から2025年12月31日まで

特定非営利活動法人 債務整理支援協会

1 事業実施の方針

- ・設立当初の事業年度は、以下の事業を確実に実施することを目標とする。
- ・本法人の事業内容をより多くの市民に知っていただくため、ホームページの開設準備委員会を発足させる。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位:千円)
多重債務解決 のためのカ ウンセリン グ事業	多重債務者に対してカウ ンセリングを実施する。	(A)2025年 12月31日 (B)当会事務所 等 (C)4名	(D) (E)5名	120千円
カウンセラー の育成や札 幌市と関東 圏への配置 事業	カウンセラーを育成するた めの相談会や勉強会を開 催する。	(A)2025年 度内 (B)札幌市内及 び千葉県内 (C)2名		
多重債務者と その家族の 生活再建や 就職の支援 事業	就職支援のためのセミナー を開催する。	(A)2025年 度内 (B)当会事務所 及びオンライン 面談にて (C)4組		

令和8年度の事業計画書

2026年1月1日から2026年12月31日まで

特定非営利活動法人 債務整理支援協会

1 事業実施の方針

- ・当該事業年度の事業を確実に実施することを目標とする。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位:千円)
多重債務解決 のためのカ ウンセリン グ事業	多重債務者に対してカウ ンセリングを実施する。	(A)2026年 年度内 (B)当会事務所 等オンライン 面談にて (C)4名	(D) (E)5名	120千円
カウンセラー の育成や札 幌市と関東 圏への配置 事業	カウンセラーを育成するた めの勉強会を開催する。	(A)2026年 年度内 (B)札幌市内及 び千葉県内オン ライン面談にて (C)2名		
多重債務者と その家族の 生活再建や 就職の支援 事業	就職支援のためのセミナー を開催する。	(A)2026年 年度内 (B)当会事務所 及びオンライン 面談にて (C)4組		

設立当初の事業年度 活動予算書

法人成立の日から2025年12月31日まで

特定非営利活動法人 債務整理支援協会
(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	20,000		
賛助会員受取会費	20,000		
		40,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金			
施設等受入評価益		0	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金		0	
4. 事業収益	0	0	
5. その他収益			
受取利息			
雑収益			
経常収益計			40,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
	0	0	
(2) その他経費			
会議費			
旅費交通費	120,000		
施設等評価費用			
減価償却費			
支払利息			
その他経費計	120,000		
事業費計		120,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬			
給料手当			
法定福利費			
退職給付費用			
福利厚生費			
	0		
(2) その他経費			
会議費			
旅費交通費			
減価償却費			
支払利息			
その他経費計	0		
管理費計		0	
経常費用計			120,000
当期経常増減額			-80,000
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益			

経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損			
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			-80,000
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			-80,000

※ 当該年度はその他の事業の実施を予定していません。

(注) 重要性が高いと判断される使途等が制約された寄附金等（対象事業等が定められた補助金等を含む）を受け入れる予定である場合は、「一般正味財産の部」と「指定正味財産の部」に区分して表示することが望ましい。

令和8年度 活動予算書
2026年 1月1日から 2026年12月31日まで
特定非営利活動法人 債務整理支援協会
(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	80,000		
賛助会員受取会費	80,000		
2 受取寄附金			
受取寄附金			
施設等受入評価益		0	
3 受取助成金等			
受取民間助成金		0	
4 事業収益	0	0	
5 その他収益			
受取利息			
雑収益			
経常収益計			160,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給料手当		0	
法定福利費		0	
退職給付費用		0	
福利厚生費		0	
人件費計		0	
(2) その他経費			
会議費			
旅費交通費	120,000		
施設等評価費用			
減価償却費			
支払利息			
その他経費計	120,000		
事業費計		120,000	
2 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬			
給料手当			
法定福利費			
退職給付費用			
福利厚生費			
人件費計			
(2) その他経費			
会議費			
旅費交通費			
減価償却費			
支払利息			
その他経費計			
管理費計			
経常費用計			120,000
当期経常増減額			40,000
III 経常外収益			
1 固定資産売却益			
経常外収益計			
IV 経常外費用			
1 過年度損益修正損			
経常外費用計			
当期正味財産増減額			40,000
前期繰越正味財産額			-80,000
次期繰越正味財産額			-40,000

※ 当該年度はその他の事業の実施を予定していません。